

## 憲法問題に関する中間報告書（骨子）（案）

「基本的人権の尊重」、「国民主権」、「平和主義」を基本原理とし、両性の平等、生存権の保障を謳う現行憲法は国民を理念的に統合し、経済発展と国民生活の向上に大きく貢献した。

一方、中央省庁主導で縦割りの中央集権型行政システムによって、長きにわたり地域社会の独自性・自立性は軽視されてきた。

戦後60年を経て、我が国を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中で、中央省庁主導の体制はかえって非効率を生み出しており、国民の自由と権利をよりよく保障し、豊かな国民生活を実現するためには、福祉の充実や生活環境の保全など、住民に身近な施策は住民自らが決定する体制を確立することが重要である。

国際社会においてもグローバル化が進み、我が国を取り巻く国際的環境は大きく変わっている。外交や防衛、貿易、金融政策などは複雑性の度合いを増し、国は、これらの課題に迅速かつ適切に対応することが強く求められている。

このような我が国の現状と展望を踏まえ、新たな憲法は、住民の自己決定権に基づく真の国民主権を実現するために、「地方分権の確立」を基本原理に加えることが不可欠である。

本中間報告書は、憲法改正を巡る最近の諸情勢に鑑み、全国知事会におけるこれまでの論議等を踏まえ、地方自治に関する憲法問題の主要な論点に関する考え方を取りまとめたものである。

## 記

### **前文において、地方分権の確立を宣言すること**

我が国の基本理念を宣言する憲法前文において、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義とともに、国民主権をより充実するものとして地方分権の確立を目指すことを宣言すべきである。

### **地方自治の基本原則を明記すること**

真の国民主権実現のためには、地方自治の根幹である住民の自己決定権とそれを制度的に保障する団体自治が重要である。そのため、地方自治の本旨という表現は抽象的であることから、住民自治権を憲法上の権利として規定し、それを保障するための制度である団体自治を憲法上明記すべきである。

### **国と地方自治体の役割分担の基本原則を明記すること**

国は、外交、防衛など国際社会における国家としての存立に関わる役割や全国的に統一が必要な行政など、国が本来果たすべき役割のみを担い、その他の行政は原則として地方自治体が担うものであることなど、国と地方自治体の役割分担を明記すべきである。

### **地方自治体は基礎自治体と広域自治体で構成されることを明記すること**

基礎自治体が住民により身近な住民福祉を中心とした行政を担い、広域自治体が基礎自治体間の広域調整や環境、産業、交通行政などの広域的な幅広い行政により基礎自治体を適切に補完する仕組みが住民自治権の拡大及び団体自治の充実という観点から必要であり、憲法上、基礎自治体と広域自治体がいずれも地方自治体として構成されることを明記すべきである。

## **地方自治体の条例制定権の範囲を拡大し、地方に関わる法令は基本的な事項にとどめることを明記すること**

国と地方自治体の役割分担を明確にし、その原則に基づき、地方自治体がその役割と責任を適切に果たすことができるよう、条例制定権の範囲を拡大すべきである。また、地方に関わる法令については基本的な事項にとどめ、国は、国と地方自治体の適切な役割分担を損なうような関与を行わないことを併せて明記すべきである。

## **地方自治体の財政自主権の保障を明記すること**

国と地方自治体の役割分担に基づき、地方自治を実質的に保障するためには、地方自治体の財政面での自主性、自立性の確保が不可欠であり、地方自治体の財政自主権の保障（固有財源の保障、課税自主権、財政調整制度）を明記すべきである。

## **国政に地方自治体の意見を反映する仕組みを設けること**

地方分権の確立のためには、国と地方自治体の役割分担に基づいた条例制定権を保障するのみならず、地方自治体の国政への参加を手続的に保障することが必要である。このため、地方自治体の意見が立法過程に反映されるような仕組みを設けるべきである。

平成17年11月10日

全 国 知 事 会